

## 道 空 衛

決 裁	会 長	事務理事 24.12.12 高清水	事務局 24.12.11 森嶋

建 情 第 1 0 1 1 号

平成 2 4 年 1 2 月 1 0 日



各建設業者団体の長 様

北 海 道 建 設 部 長  
(公 印 省 略)

## 建設工事の適正な施工の確保について

このことについては、本道の建設業の健全な発展を促進する観点から、これまでも機会あるごとに通知しているところでありますが、この度、建設業界団体に対して、国土交通省土地・建設産業局長から「下請契約及び下請代金支払の適正化並びに施工管理の徹底等について」(平成24年12月3日付け国土建推第36号)及び国土交通省土地・建設産業局建設市場整備課長から「下請代金の決定に当たって公共工事設計労務単価を参考資料として取り扱う場合の留意事項について」(平成24年12月3日付け国土建労第24号)が通知されたところです。

昨年、道が実施した「建設工事下請状況等調査」の中では、下請負人の法定保険への加入などについて不適切な事例が見受けられる状況となっています。

つきましては、建設工事の実施にあたり、建設業関連法令の遵守はもとより、次の事項について適正化を図るとともに、特に下請契約における下請代金の設定にあたっては、書面による見積依頼、適切な見積期間の設定、明確な経費内訳による見積書の提出、それらを踏まえた双方の協議等の適正な手順を徹底するとともに、賃金等に加えて一般管理費等の必要な諸経費を適切に考慮するよう貴会傘下の建設業者に対し、指導の徹底を図るようお願いします。

また、建設業の強化や経営多角化など経営に関する専門的な相談に対応する「北海道建設業サポートセンター」の利用についても、併せて周知をお願いします。

## 記

## 1 適正化を図る項目(別紙「建設工事の適正な施工の確保について」)

- (1) 下請契約の適正化等について
- (2) 下請代金の支払等について
- (3) 適正な施工体制について
- (4) 労働者福祉の向上について
- (5) 技術者の適正配置について
- (6) 建設副産物について
- (7) 道産品(資材)の活用について
- (8) 過積載運行の防止について
- (9) 関係業者への配慮について

## 2 関係資料

- (1) 下請契約及び下請代金支払の適正化並びに施工管理の徹底等について  
(平成24年12月3日付け国土建推第36・37号)
- (2) 下請代金の決定に当たって公共工事設計労務単価を参考資料として取り扱う場合の留意事項について  
(平成24年12月3日付け国土建労第24号)
- (3) 北海道建設業サポートセンターリーフレット(北海道)

(建設管理局建設情報課建設業グループ)

# 建設工事の適正な施工の確保について

~~~~~ 改正した箇所

別添の国土交通省土地・建設産業局長から建設業者団体の長あて通知（平成24年12月3日付け国土建推第36号）によるほか、次の点について適切に対処すること。

## 1 下請契約の適正化等について

### (1) 下請契約は必ず書面により取り交わすこと

下請契約は、適正な工期及び工程の設定のもと、建設工事標準下請契約約款又はこれに準拠した契約書により締結すること。

下請代金の設定にあたっては、書面による見積依頼及び建設業法施行令第6条で定める見積期間の設定、明確な経費内訳による見積書の提出、これに基づく双方の協議を行うなど適正な手順を経るとともに、施工責任範囲、施工条件等を反映した合理的なものとする

こと。  
見積書の提出にあたっては、専門工事業団体が作成した標準見積書を活用し、法定福利費が内訳明示された見積書を提出するとともに、双方の協議においては、これを尊重すること。

特に、不当に低い請負代金、契約当事者の合意に基づかない指値発注や赤伝処理などの不適正な元請下請関係については、法令に違反するだけでなく、建設業への信頼を損ねるものであることから、国土交通省が策定した「建設業法令遵守ガイドライン～元請負人と下請負人の関係に係る留意点～」に基づき、法律の不知による法令違反行為を防ぎ、元請下請間の対等な関係の構築に努めること。

共同企業体が行う工事の下請契約等は、共同企業体名による契約を締結するなど、あらかじめ各構成員と下請負人との権利義務関係を明確にすること。

また、公共工事、民間工事に関わらず、発注者と元請負人との間で行われる請負契約の締結やその履行に関し、発注者と元請負人との対等な関係の構築及び公正・透明な取引の実現を図るための対策として、両者がどのような対応を取るべきか、また、どのような行為が不適切であるかを明示した「発注者・受注者間における建設業法令遵守ガイドライン」（国土交通省策定）についても活用し、契約の適正化を図ること。

なお、道においては、「入札契約制度の更なる改善」（平成22年3月16日、国土交通省策定）の一環として、国土交通省建設業許可部局と連携し、建設業における取締り、指導監督の強化等を進めることとしているところであり、下請契約及び適切な下請代金の支払い等元請下請取引の適正化の一層の徹底に努めること。

(2) 元請負人はその責務を適切に果たすこと

元請負人は、建設業法の規定を遵守するほか、「下請負人の保護について（昭和49年5月17日付け建設省計建発第153号計画局長通達）」、「下請代金の支払条件の適正化について」（昭和49年12月7日付け建設省計建発第382号計画局長通達）、「建設産業における生産システム合理化指針（平成3年2月5日付け建設省経構発第2号の2建設経済局長通達）」及び「下請代金支払の適正化について（平成4年3月3日建設省経構発第7号建設経済局長通達）」などの通達の趣旨を尊重するとともに、下請契約の締結に際しては、法定福利費、その他退職金共済制度に基づく事業主負担額等の必要な諸経費を適切に考慮すること。

特に、特定建設業者が元請となった場合は、当該工事の下請負人（二次下請以下を含む。）が資金繰りの悪化等により、労務費等の支払の遅延、不払いを起ささないよう下請負人の指導、支援等に十分配慮すること。

(3) 一括下請負の禁止

一括下請負は、発注者が建設工事の請負契約を締結するに際して建設業者に寄せた信頼を裏切ることとなること等から原則として禁止されている。

民間工事については、建設業法第22条第3項の改正により、建設業者は、平成20年11月28日以後に請け負った共同住宅を新築する建設工事について、元請人があらかじめ発注者の書面による承諾を得た場合であっても、一括して他人に請け負わせてはならないこととされたので留意すること。

また、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」（平成12年11月27日法律第127号）の適用対象となる公共工事については、建設業法第22条第3項の規定は適用されないので留意すること。

(4) 資材等の運搬業務契約、交通誘導業務契約は安全性の確保等を考慮すること

資材等の運搬業務、交通誘導業務に係る契約についても、代金の設定に当たっては、工事の施工に関連する交通事故防止等の観点から、安全性等を考慮した適正なものとなるよう指導すること。

(5) 見積もり等における労務単価は諸経費分等を適正に計上すること

見積もり等に際して、公共工事設計労務単価を参考資料として取り扱う場合、当該単価は所定労働時間内8時間当たりの労務単価として設定したものであって、所定時間外の労働に対する割増賃金や現場管理費、一般管理費等の諸経費は含まれておらず、別途計上されるものであることから、諸経費分は含まれていないなど公共工事設計労務単価の主旨を十分理解の上適正に取り扱うこと。

例えば、交通誘導業務について契約を締結する場合には、交通誘導員の賃金等に加えて警備会社等に必要な現場管理費及び一般管理等の諸経費を適正に計上すること。

(参 考)

建設業法

- ・ 建設工事の請負契約（第18条）
- ・ 建設工事の請負契約の内容（第19条）
- ・ 不当に低い請負代金の禁止（第19の3）
- ・ 不当な使用資機材等の購入強制の禁止（第19条の4）
- ・ 一括下請負の禁止（第22条）
- ・ 下請負人の意見の聴取（第24条の2）
- ・ 下請代金の支払（第24条の3）
- ・ 検査及び引渡し（第24条の4）
- ・ 施工体制台帳及び施工体系図の作成等（第24条の7）
- ・ 建設業を営む者及び建設業者団体に対する指導、助言及び勧告（第41条）

## 2 下請代金の支払い等について

### (1) 下請代金の支払等の適正化について

下請契約における代金の支払い等について、資金需要の増大が予想される時期を控え、経営基盤の脆弱な中小企業が多数を占める下請業者（資材業者、建設機械又は仮設機材の賃貸業者、警備業者、運送業者等）に対する適正な代金支払いの確保に配慮すること。

特に、下請代金の支払保留については、工事が完成し、元請負人の検査及び引渡しを終了した後に、正当な理由なく長期間にわたり保留金として下請代金の一部を支払わないことがないように留意すること。

また、公共工事等については、平成20年11月から実施されている「地域建設業経営強化融資制度」による資金調達も可能となっており、その活用による下請負人への下請代金支払いの適正化に配慮すること。

### (2) 下請負人に対し必要な費用を前払金として支払うこと

下請契約における注文者が前払金の支払を受けたときは、受注者に対し資材の購入、労働者の募集など、建設工事の着手に必要な費用を前払金として支払うよう適切な配慮をすること。

特に、公共工事においては、発注者（下請契約における注文者を除く。）からの前払金は現金でなされるので、受注者に対して建設工事の着手に必要な金額（下請契約の内容に即して支払う金額で、一律に支払うべきものではない。）を速やかに現金で前払いするよう配慮すること。

### (3) 下請代金の支払までの期間をできる限り短くすること

下請契約における代金の支払は、請求書提出締切日から支払日（手形の場合は手形振出

日)までの期間をできる限り短くすること。また、元請負人が注文者から部分払い(出来高払い)や完成払いを受けたときは、出来高に対して注文者から支払いを受けた金額の割合に相応する下請代金を、当該支払いを受けた日から一月以内で、できる限り短い期間内に支払わなければならないことにも留意すること。特に、特定建設業者においては、注文者から支払いを受けたか否かにかかわらず、建設工事の完成を確認した後、下請負人が工事目的物の引渡しの申し出を行った日から起算して50日以内で、できる限り短い期間内に下請代金を支払うよう留意すること。

また、平成22年3月1日から、下請建設企業や資材業者が元請建設企業に対して有する債権について、ファクタリング会社が支払いの保証を行うことにより、下請建設企業等の債権保全を支援する「下請債権保全支援事業」が実施されているところであるが、当該事業を活用する場合を含め、全ての元請負人は、下請契約における受注者の資金繰等に配慮し、請求書の締切から支払までの期間をできる限り短くすること。

特に、公共工事については、中間前金払制度を積極的に活用するなど、下請代金を適期に支払うよう配慮すること。

なお、中間前金払制度は、部分払と比較し事務手続きが簡略化されており、有利子負債の低減による金利負担の軽減など経営体質強化への貢献が期待できることから、積極的な活用を図ること。

(4) 請負代金の支払いはできる限り現金払いとし、少なくとも労務費相当額は現金で支払うこと

下請契約における代金の支払は、できる限り現金払とすること。

現金払と手形払を併用する場合には、少なくとも労務費相当分を充たすように支払条件を設定し、支払代金に占める現金の比率を高めることに留意すること。

(5) 手形期間は90日以内でできる限り短い期間とすること

北海道発注の建設工事における下請代金の支払いに手形を使用する場合は、手形期間を90日以内のできる限り短い期間にするよう努めること。

特定建設業者については、下請契約における代金の支払いを一般の金融機関による割引を受けることが困難であると認められる手形を交付してはならないことに留意すること。

また、ファクタリング方式を用いる際の決済期間についても同様に、できる限り短い期間に努めること。

(参考)

建設業法

- ・下請負人の意見の聴取(第24条の2)
- ・下請代金の支払(第24条の3)
- ・検査及び引渡し(第24条の4)
- ・特定建設業者の下請代金の支払期日等(第24条の5)

### 3 適正な施工体制について

#### (1) 施工体制台帳、施工体系図を必ず作成すること

公衆災害や労働災害の防止及び建設生産物の安全性や品質を確保するため、適切な施工計画の作成、工事現場における施工体制の十分な確保、工事全体の工程管理や工事目的物・工事用資材等の品質管理及び工事現場における安全管理等の施工管理のより一層の徹底に努めること。

発注者から直接建設工事を請け負った特定建設業者は、建設工事の適正な施工を確保するため、建設業法に基づき、下請契約の請負代金の額が3,000万円（建築一式工事にあつては、4,500万円）以上となる場合は、施工体制台帳を作成し工事現場ごとに備えおき、かつ、施工体系図を作成し工事現場の見やすい場所に掲げることになっているので遵守すること。

「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」（平成12年11月27日法律第127号）に基づき、公共工事の受注者は、発注者へ施工体制台帳の提出が義務付けられており、公共工事に係る施工体制台帳の添付書類のうち、二次以下の下請契約についても、請負代金の額を明示した請負契約書を添付することとされているので、徹底を図ること。

さらに、公共工事に係る施工体系図については、公衆が見やすい場所に掲げることとされているので、合わせて徹底を図ること。

なお、北海道発注の建設工事における施工体制台帳の提出については、対象を請負代金額が200万円以上の工事に拡大するとともに、特定建設業者のみならず一般建設業者も対象としているので留意すること。

また、「建設業法施行規則の一部を改正する省令」（平成24年5月1日国土交通省令第52号）により、平成24年11月1日以降に特定建設業者が発注者と締結した請負契約に係る建設工事について、施工体制台帳及び再下請負通知書の記載事項に、健康保険等の加入状況が追加されているので徹底を図ること。

#### (2) 工事の安全対策について

工事の施工にあたっては、地域住民と工事関係者の安全を確保するため、労働安全衛生関係法令等の遵守、現場環境の改善、工事関係者に対する安全教育の徹底等を図ること。

請負業者が下請契約を締結する際には、労働安全衛生管理の状況等を勘案して、優良な建設業者を選定するとともに、安全に係る施工条件を明確にし、安全に係る経費を含む適正な請負代金とすること。

また、各業務における安全確認・点検等の基本的な責務を着実に遂行すること。

#### (3) 施工体制の確認について

道においては、公共工事の品質確保及び経済雇用対策の一環として、平成21年7月16日以後に執行される入札から、当面の措置として最低制限価格等の引き上げを実施したところである。

これに伴い、適正な施工体制及び安全衛生管理体制を確保し、最低制限価格の引き上げの効果が現れるよう、請負人から提出される「積算労務単価報告書」において、「公共工事設計労務単価」との間に一定以上の乖離がある工事などについて、建設工事下請状況等調査及び建設工事安全パトロールを実施し、調査・指導を強化することとしているので、必要な経費の計上に十分留意すること。

## 4 労働者福祉の向上について

### (1) 雇用・労働条件の改善について

建設労働力の需給動向に十分注意し、必要な建設労働者の確保に万全を期すこと並びに労働時間の短縮、労働災害の防止、賃金の適正な支払い、退職金制度及び各種保険制度への加入等雇用・労働条件の改善に努めること。

また、北海道発注の公共事業において、雇用保険、労働者災害補償保険（以下、「労災保険」という。）、健康保険及び厚生年金保険への加入が義務付けられている下請負人がそれらの法定保険に加入していない場合、元請負人は下請負人に対し、各種法定保険への適正な加入等について指導すること。

なお、労災保険に加入できない大工、左官、とびなど、労働者を使用しないで建設の事業を行うことを常態とする、いわゆる一人親方について、労働者に準じて保護することが適当であると認められる一定の者に対して特別に労災保険への任意加入を認める「特別加入制度」の周知に努めること。

また、適正な就業規則の作成に努めることとし、この場合、一の事業場に常時10人以上の建設労働者を使用する場合は、必ず就業規則を作成の上、労働基準監督署に届け出ること。

### (2) 労働時間の短縮、有給休暇の付与（前倒付与）について

平成9年4月1日から、建設業についても週40時間労働制が適用されているので、変形労働時間制を活用するなどし、労働時間を短縮するほか、有給休暇の付与についても適切な執行が図られるよう努めること。

また、季節労働者を雇用した場合についても、有給休暇の付与（前倒し付与を含む。）などが図られるよう努めること。

### (3) 建設業退職金共済制度（建退共制度）の積極的な活用について

建退共制度は、中小企業退職金共済法に基づき設けられている制度であり、被共済者となれる者は、建設業を営む事業主に期間を定めて雇用され、かつ、建設業に従事することを常態とする者とされており、いわゆる季節労働者をはじめ建設業の現場で働くほとんどの人が対象となるので、労働者福祉の向上の観点から、民間工事も含め、同制度の活用を努めること。

元請負人は、必要枚数の証紙の購入と下請負人への払い出し、又は掛金相当額の下請代

金への算入及び「建設業退職金共済制度適用事業主工事現場」の標識の掲示について、下請負人は元請負人に対する必要枚数の請求や被雇用者の共済手帳への貼付について必ず実行すること。

また、下請負人が建退共制度に未加入の場合、雇用している建設労働者への手帳の交付はもとより、証紙の受け払い、手帳への貼付ができなくなるため、元請負人は下請負人に対する同制度への加入を指導すること。

なお、大工、左官、鷹などのいわゆる一人親方についても、同制度が適用となるので、制度への加入の指導と証紙の貼付を実行すること。

## 5 技術者の適正配置について

建設工事における技術者の適正な配置は、適正な施工の確保、建設業の健全な発展にとって必要不可欠であるため、建設業者は、請け負った建設工事を施工する場合、工程管理、品質管理、安全管理等が正確に行われるよう必要な資格のある主任技術者、監理技術者を適正に配置すること。（別紙参照）

特に、公共性のある施設若しくは工作物又は多数の者が利用する施設若しくは工作物に関する重要な工事で、請負代金が2,500万円（建築一式工事については5,000万円）以上の工事を施工する場合は、その配置すべき技術者を専任で配置するとともに、着工までの準備期間や工事の一時中止期間など、専任を要しない期間についても適切に運用されるよう留意すること（「主任技術者又は監理技術者の専任を要しない期間の明確化について」（平成21年6月30日付け国総建第74号総合政策局建設業課長通達））。

なお、営業所に配置される専任の技術者は、工事現場の主任技術者等に配置することはできないので、留意すること。

## 6 建設副産物について

工事の施工により生じる建設副産物（コンクリート塊等の建設廃棄物及び再生資源となる建設発生土）については、設計図書に明示された施工条件に基づき適正に処理すること。

建設廃棄物の処理に当たっては、廃棄物処理法、建設リサイクル法、建設副産物適正処理推進要綱等を遵守し、工事現場の管理を適正に行うこと。

特に、建設リサイクル法に伴う対象建設工事における特定建設資材を用いた建築物等の解体工事又は特定建設資材を使用する新築工事等については、分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等を適正に行うとともに、同法に規定される分別解体等の計画の作成、下請契約を含む請負契約書面への解体工事に要する費用等の記載、届出等事項の下請負人への告知、再資源化等の完了報告、解体工事業の登録等の諸手続について遵守すること。

また、建設廃棄物の処理を委託する場合には、これらの適正な契約の締結及び産業廃棄物管理票の交付・回収等によりこれを適正に管理し、この処理が適正に行われたことを確認す



ること。

なお、委託しようとする産業廃棄物収集運搬業者及び処分業者について、その種類、処分の方法（再資源化等）、施設的能力等許可の状況について確認するなど、業者の選定については十分留意すること。

アスベスト（石綿）が含まれている建築物を改修若しくは解体をする場合、大気汚染防止法等に基づく届出等の事務手続きや廃棄物処理法の処理基準に沿った処理、労働安全衛生法や石綿障害予防規則等に基づく「石綿作業主任者」の適正配置や解体等作業従事者への「石綿取扱い作業従事者特別教育」の実施などの適正な作業環境の確保、石綿の飛散防止対策など、関係法令を遵守し適切な措置を講じること。

## 7 道産品（資材）の活用について

道産品の需要を確保することは、地場産業の育成上きわめて重要であるため、使用資材については、間伐材を使用した木材・木製品、北海道認定リサイクル製品、北海道グリーン購入基本方針に基づく特定調達品目など、道産品を優先的に使用しよう努めること。

## 8 過積載運行の防止について

道路交通法等を遵守し、工事施工業者が過積載運行の要求を行わないことはもちろん、請け負った建設工事現場において、過積載車両の搬入・搬出などの違法行為を行わないこと。

## 9 関係業者への配慮について

資材業者、建設機械又は仮設機材の賃貸業者、警備業者、運送業者等に対しても上記1から8までの事項に準じた配慮をすること。

建設業法における技術者制度の概要

| 許可を受けている業種 |                    | 指定建設業（7業種）                                                                               |                              | その他（左以外の21業種）                                                                                        |                                                                                |                              |                                     |
|------------|--------------------|------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------|------------------------------|-------------------------------------|
|            |                    | 土木工事業、建築工事業、管工事業、鋼橋造物工事業、舗装工事業、電気工事業、造園工事業                                               |                              | 大工、左官、とび・土工・コンクリート、石、屋根、タイル・れんが・ブロック、鉄筋、しゅんせつ、板金、ガム、塗装、防水、内装仕上、機械器具設置、熱絶縁、電気通信、さく井、建具、水道施設、消防施設、清掃施設 |                                                                                |                              |                                     |
| 建設業の許可制度   | 許可の種類              | 特定建設業                                                                                    |                              | 一般建設業                                                                                                | 特定建設業                                                                          |                              | 一般建設業                               |
|            | 営業所に必要な専任の技術者の資格要件 | 一級国家資格者<br>国土交通大臣特別認定者                                                                   |                              | 一級国家資格者<br>二級国家資格者<br>実務経験者                                                                          | 一級国家資格者<br>実務経験者                                                               |                              | 一級国家資格者<br>二級国家資格者<br>実務経験者         |
|            | 元請工事における下請金額合計     | 3,000万円（建築一式工事の場合は4,500万円）以上                                                             | 3,000万円（建築一式工事の場合は4,500万円）未満 | 3,000万円（建築一式工事の場合は4,500万円）以上は契約できない                                                                  | 3,000万円（建築一式工事の場合は4,500万円）以上                                                   | 3,000万円（建築一式工事の場合は4,500万円）未満 | 3,000万円（建築一式工事の場合は4,500万円）以上は契約できない |
| 工事現場の技術者制度 | 工事現場に置くべき技術者       | 監理技術者                                                                                    | 主任技術者                        |                                                                                                      | 監理技術者                                                                          | 主任技術者                        |                                     |
|            | 技術者の資格要件           | 一級国家資格者<br>国土交通大臣特別認定者                                                                   | 一級国家資格者<br>二級国家資格者<br>実務経験者  |                                                                                                      | 一級国家資格者<br>実務経験者                                                               | 一級国家資格者<br>二級国家資格者<br>実務経験者  |                                     |
|            | 技術者の現場専任           | 公共性のある施設若しくは工作物又は多数の者が利用する施設若しくは工作物に関する重要な工事*であって、請負金額が2,500万円（建築一式工事の場合は5,000万円）以上となる工事 |                              |                                                                                                      |                                                                                |                              |                                     |
|            | 資格者証の必要性           | 公共性のある施設若しくは工作物又は多数の者が利用する施設若しくは工作物に関する重要な工事*のときに必要（建築一式工事の場合は、専任制を求められる場合に限る）           | 必要ない                         |                                                                                                      | 公共性のある施設若しくは工作物又は多数の者が利用する施設若しくは工作物に関する重要な工事*のときに必要（建築一式工事の場合は、専任制を求められる場合に限る） | 必要ない                         |                                     |
|            | 講習会の受講の必要性         | 公共性のある施設若しくは工作物又は多数の者が利用する施設若しくは工作物に関する重要な工事*のときに必要（建築一式工事の場合は、専任制を求められる場合に限る）           | 必要ない                         |                                                                                                      | 公共性のある施設若しくは工作物又は多数の者が利用する施設若しくは工作物に関する重要な工事*のときに必要（建築一式工事の場合は、専任制を求められる場合に限る） | 必要ない                         |                                     |

- \* ① 国又は地方公共団体が注文者である工作物に関する工事  
 ② 鉄道、道路、上下水道等の公共施設に関する工事  
 ③ 電気事業用施設、ガス事業用施設に関する工事  
 ④ 学校、図書館、工場等公衆又は多数の者が利用する施設  
 （個人住宅を除くほとんどの施設・工作物の工事が対象）

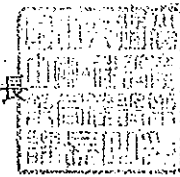
国土建推第37号

平成24年12月3日

北海道建設部長 殿

国土交通省土地・建設産業局

建設業課長



下請契約及び下請代金支払の適正化並びに施工管理の徹底等について

標記については、かねてから貴職のご指導をお願いしているところであるが、今般、別添のとおり国土交通大臣への届出に係る建設業者団体を通じて下請契約及び下請代金支払の適正化並びに施工管理の徹底等につき、建設企業に対する指導の徹底を図ったところである。

我が国の景気は、世界景気の減速等を背景として、このところ弱い動きとなっている。

建設業を取り巻く経営環境も、復旧・復興事業等による一時的な建設需要の増加が見込まれるものの、依然として厳しい状況であることに変わりはない。

このような状況下において、東日本大震災による当面の資金繰りの悪化に対しては、前金払の特例、地域建設業経営強化融資制度の拡充及び下請債権買取事業の実施、被災した建設企業を対象とした相談窓口の設置等の措置を講じてきたが、今後、資金需要の増大が予想される冬期を控え、とりわけ経営基盤の脆弱な中小企業が多数を占める下請建設企業に対する適正な代金支払等の確保について、その経営の安定・健全性を確保するため特段の配慮が必要である。

国土交通省においては、平成3年2月5日に策定した「建設産業における生産システム合理化指針」に基づき、適正な契約の締結及び代金支払の適正化等について指導を行うとともに、下請取引に係る調査結果等に基づき、法令違反のおそれがある建設企業に対して立入検査を行い、見積りや契約の方法、支払期日、手形払と現金払の比率、手形期間等、元請下請関係の適正化に向けた指導を行ってきたところである。

また、「建設業法令遵守推進本部」の設置による指導監督体制の強化、建設業法令遵守のための情報収集を目的とした「駆け込みホットライン」の開設、建設企業が守るべき下請取引上のルールを示した「建設業法令遵守ガイドライン—元請負人と下請負人の関係に係る留意点—」（以下「ガイドライン」という。）の策定、建設業の取引におけるトラブルの迅速な解決を目的として弁護士等が

適切なアドバイス等を行う「建設業取引適正化センター」の設置、建設業の取引適正化に関し集中的に取り組むための「建設業取引適正化推進月間」の実施等、元請下請関係の適正化のより一層の推進に努めているところである。

さらに今年度から社会保険未加入問題対策にも積極的に取り組み、保険加入を推進・支援している。

しかしながら、依然として元請下請間において赤伝処理等による一方的な代金の差し引き、指値発注による不適切な下請取引、追加・変更契約の締結拒否、下請負人の責に依らないやり直し工事の強制、正当な理由がない長期にわたる支払保留等の下請負人へのしわ寄せが存在すると指摘されているところである。

また、工事の施工に伴う公衆災害や労働災害を防止することはもとより、国民や発注者に対して建設生産物の安全性や品質を確保するため、建設工事を適正に実施することは建設企業の基本的責務であり、従来からその徹底に努めてきたところである。しかしながら、近年、不十分な施工管理に起因する大規模な構造物における不適切な施工や安全管理の不徹底に起因する工事現場における事故の発生が見受けられ、また今年度は東日本大震災の被災地において事故が増加しており、施工管理のより一層の徹底が求められているところである。

については、貴職におかれても、この趣旨のより一層の周知徹底を図られるよう配慮するとともに、相談窓口の開設等により、下請契約に係る相談に応じ、適切な助言・指導を行う体制を充実し、発注部局、当省建設業許可部局との連携強化、知事許可業者に対する指導監督の強化、建設業者等に対する研修会の開催等を通じて、さらなる下請契約及び下請代金支払の適正化並びに施工管理の徹底等に努められたい。

国土建推第36号  
平成24年12月3日

建設業者団体の長 あて

国土交通省土地・建設産業局長

下請契約及び下請代金支払の適正化並びに施工管理の徹底等について

我が国の景気は、世界景気の減速等を背景として、このところ弱い動きとなっている。建設業を取り巻く経営環境も、復旧・復興事業等による一時的な建設需要の増加が見込まれるものの、依然として厳しい状況であることに変わりはなく、標記については、従来から元請建設企業に対する指導方お願いしているところである。

このような状況下において、東日本大震災による当面の資金繰りの悪化に対しては、前金払の特例、地域建設業経営強化融資制度の拡充及び下請債権買取事業の実施、被災した建設企業を対象とした相談窓口の設置等の措置を講じてきたが、今後、資金需要の増大が予想される冬期を控え、とりわけ経営基盤の脆弱な中小企業が多数を占める下請建設企業に対する適正な代金支払等の確保について、その経営の安定・健全性を確保するため特段の配慮が必要である。

国土交通省においては、平成3年2月5日に策定した「建設産業における生産システム合理化指針」（以下「指針」という。）に基づき、適正な契約の締結及び代金支払の適正化等について指導を行うとともに、下請取引に係る調査結果等に基づき、法令違反のおそれがある建設企業に対して立入検査を行い、見積りや契約の方法、支払期日、手形払と現金払の比率、手形期間等、元請下請関係の適正化に向けた指導を行ってきたところである。

また、「建設業法令遵守推進本部」の設置による指導監督体制の強化、建設業法令遵守のための情報収集を目的とした「駆け込みホットライン」の開設、建設企業が守るべき下請取引上のルールを示した「建設業法令遵守ガイドラインー元請負人と下請負人の関係に係る留意点ー」（以下「ガイドライン」という。）の策定、建設業の取引におけるトラブル

の迅速な解決を目的として弁護士等が適切なアドバイス等を行う「建設業取引適正化センター」の設置、建設業の取引適正化に関し集中的に取り組むための「建設業取引適正化推進月間」の実施等、元請下請関係の適正化のより一層の推進に努めているところである。

さらに今年度から社会保険未加入問題対策にも積極的に取り組み、保険加入を推進・支援している。

しかしながら、依然として元請下請間において赤伝処理等による一方的な代金の差し引き、指値発注による不適切な下請取引、追加・変更契約の締結拒否、下請負人の責に依らないやり直し工事の強制、正当な理由がない長期間にわたる支払保留等の下請負人へのしわ寄せが存在すると指摘されているところである。

また、工事の施工に伴う公衆災害や労働災害を防止することはもとより、国民や発注者に対して建設生産物の安全性や品質を確保するため、建設工事を適正に実施することは建設企業の基本的責務であり、従来からその徹底に努めてきたところである。しかしながら、近年、不十分な施工管理に起因する大規模な構造物における不適切な施工や安全管理の不徹底に起因する工事現場における事故の発生が見受けられ、また今年度は東日本大震災の被災地において事故が増加しており、施工管理のより一層の徹底が求められているところである。

以上を踏まえ、貴会傘下建設企業に対し、関係法令や指針及びガイドライン等を遵守するほか、下記事項に十分留意し、下請契約における請負代金の設定及び適切な代金の支払い等元請下請取引の適正化並びに施工管理のより一層の徹底に努められるよう、会議や講習会の開催などにより現場事務所に至るまで指導されたい。

## 記

### 1. 見積りについて

下請代金の設定については、施工責任範囲、施工条件等を反映した合理的なものとするため、書面による見積依頼及び建設業法施行令第6条で定める見積期間の設定、明確な経費内訳による見積書の提出、それらを踏まえた双方の協議等の適正な手順を徹底すること。特に、専門工事業団体が作成した標準見積書を活用し、法定福利費が内訳明示された見積書を提出するとともに、双方の協議においては、これを尊重すること。また、工事現場における工程管理や品質管理及び安全管理等の施工管理が適切に行われるよう必要な経費に十分留意するとともに、賃金等に加えて一般管理費等の必要な諸経費を適切に考慮すること。なお、材料費等については、市場価格を参考に適切な価格設定となるよう十分留意すること。

あわせて、下請代金の決定に当たって公共工事設計労務単価を参考資料として取り扱う場合の留意事項について別途通知したので、その内容についても、周知徹底を図ること。

なお、工事見積条件の明確化については、建設生産システム合理化推進協議会において「施工条件・範囲リスト」(標準モデル)の内容の普及促進について申合せがなされて

いるので、当該申合せの主旨の周知徹底を図り、契約の適正化に努めること。

## 2. 契約について

建設工事の契約の締結については、建設業法第19条に基づき、書面による当該建設工事の着工前の契約を徹底すること。建設工事標準下請契約約款又はこれに準拠した内容による契約書を用いて、具体的な工事内容、適正な請負代金及び支払方法、着工及び完工の時期、設計変更・工期の変更・請負代金の変更に関する定め等を明示すること。

特に、請負代金の出来高払を行うに当たり、下請代金の支払時に建設廃棄物等の処理費用等を相殺する（いわゆる赤伝処理）場合には、当該事項の具体的内容を、請負契約の両当事者の対等な立場における合意に基づき、契約書面に明記すること。

また、請負代金を決定する際、下請負人と十分な協議をせず、又は下請負人の協議に応じることなく、元請負人が一方的に決めた請負代金の額を下請負人に提示し、その額で下請負人に契約を締結させる行為（いわゆる指値発注）を行うことがないように留意すること。

当初の契約どおり工事が進行せず、工事内容に変更が生じ、工期又は請負代金に変更が生じる場合には、双方の協議等の適正な手順により、変更工事の着工前に書面による契約をもってこれを変更すること。工事状況により追加・変更工事の全体数量等が直ちに確定できない場合には、元請負人は、①下請負人に追加・変更工事として施工を依頼する工事の具体的な作業内容、②当該追加・変更工事が契約変更の対象になること及び契約変更等を行う時期、③追加・変更工事に係る契約単価の額を記載した書面を追加・変更工事の着手前に下請負人と取り交わすこととし、契約変更等の手続きについては、追加・変更工事等の全体数量等の内容が確定した時点で遅滞なく行うこと。

建設工事が「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」の対象工事の場合は、分別解体等の方法、解体工事に要する費用、再資源化等をするための施設の名称及び所在地、再資源化等に要する費用について書面に記載し、署名又は記名押印をして相互に交付しなければならないことに留意すること。

## 3. 検査及び引渡しについて

元請負人は、下請負人から建設工事が完成した旨の通知を受けたときは、当該通知を受けた日から20日以内で、できる限り短い期間内に検査を完了すること。

また、検査によって建設工事の完成を確認した後、下請負人からの申し出があったときは、特約がされている場合を除いて、直ちに当該建設工事の目的物の引渡しを受けること。

## 4. 下請代金の支払について

下請契約における代金の支払は、請求書提出締切日から支払日（手形の場合は手形振出日）までの期間をできる限り短くすること。また、元請負人が注文者から部分払（出来高払）や完成払を受けた時は、出来形に対して注文者から支払を受けた金額の割合に

相応する下請代金を、当該支払を受けた日から一月以内で、できる限り短い期間内に支払わなければならないことにも留意すること。特に、特定建設業者においては、注文者から支払を受けたか否かにかかわらず、建設工事の完成を確認した後、下請負人が工事目的物の引渡しの申し出を行った日から起算して50日以内で、できる限り短い期間内に下請代金の支払を行うよう留意すること。

また、全ての元請負人は下請負人に対し、下請代金の支払をできる限り現金払により行うこと。現金払と手形払を併用する場合には、下請建設企業に対する支払条件を改善し、支払代金に占める現金の比率を高めることに留意すること。特に、労働者の雇用の安定を図る上で重要であることから、少なくとも労務費相当分を現金払とするよう支払条件を設定すること。

なお、前払金を受領した場合には、建設業法第24条の3第2項に基づき、下請負人に対して必要な費用を前払金として適正に支払うよう配慮すること。また、公共工事に係る前払金については、下請建設企業、資材業者等に対する前払金の適正かつ確実な支払を確保するため、保証事業会社と保証契約を締結した元請建設企業は、前払金支払時においては、下請建設企業、資材業者等の口座への直接振込の方法が基本とされていることを踏まえ、直接振込の実施の徹底を図ること。

下請代金の支払保留については、工事が完成し、元請負人の検査及び引渡しを終了した後、正当な理由なく長期間にわたり保留金として下請代金の一部を支払わないことがないように留意すること。

手形期間については、120日以内で、できる限り短い期間とすること。特定建設業者については、下請契約における代金の支払を一般の金融機関による割引を受けることが困難であると認められる手形を交付してはならないことにも留意すること。また、ファクタリング方式を用いる際の決済期間についても同様に、できる限り短い期間に努めること。

#### 5. 下請負人への配慮等について

中小企業をめぐる昨今の厳しい経営環境や、工事現場における適切な施工管理の必要性にかんがみ、元請負人は下請契約の締結に際し、法定福利費、その他建設業退職金共済制度に基づく事業主負担額等の必要な諸経費を適切に考慮するとともに、下請負人の資金繰りや雇用確保に十分配慮すること。また、元請負人は、下請負人の倒産、資金繰りの悪化等により、下請契約における関係者に対し、建設工事の施工に係る請負代金、賃金の不払等、不測の損害を与えることのないよう十分配慮すること。特に、元請建設企業は、公共工事等については、平成20年11月より実施されている「地域建設業経営強化融資制度」による資金調達も可能となっており、その活用による下請負人への支払の適正化に配慮すること。

なお、発注者から直接建設工事を請け負った特定建設業者は、建設業法第24条の6において、下請負人が建設業法その他関係法令に違反しないよう指導に努めるものとされていることを踏まえ、下請負人が建設業法第19条、第24条の3、第24条の5等



の規定及び労働基準法等の建設工事に従事する労働者の使用に関する法令のうち一定の規定等に違反しないよう指導に努めること。また、第41条第2項及び第3項の適用があることも踏まえ、下請契約の関係者保護に特に配慮すること。

#### 6. 施工管理の徹底について

公衆災害や労働災害の防止及び建設生産物の安全性や品質を確保するため、適切な施工計画の作成、工事現場における施工体制の十分な確保、工事全体の工程管理や工事目的物・工事用資材等の品質管理及び工事現場における安全管理等の施工管理のより一層の徹底に努めること。

発注者から直接建設工事を請け負った特定建設業者は、下請契約の請負代金の額が3,000万円（建築一式工事は4,500万円）以上となる場合は、契約書等の写しなど定められた書類を添付した施工体制台帳及び施工体系図の作成、工事現場ごとの備え置き等を徹底すること。また、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」において、公共工事の受注者は、施工体制台帳の写しを発注者に提出すること及び施工体系図を公衆が見やすい場所に掲げることとされているので、合わせて徹底すること。さらに、平成24年7月4日に通知した「施工体制台帳等活用マニュアルの改正について」においても現場の施工体制の確認のさらなる徹底が求められていることも踏まえ、より一層の下請契約の適正化に努めること。

#### 7. 関係者への配慮について

資材業者、建設機械又は仮設機材の賃貸業者、警備業者、運送事業者等に対しても、上記1から6までの事項に準じた配慮をすること。

国土建労第24号  
平成24年12月3日

建設業者団体の長 あて

国土交通省土地・建設産業局建設市場整備課長

下請代金の決定に当たって公共工事設計労務単価を  
参考資料として取り扱う場合の留意事項について

下請契約における請負代金の設定に当たっては、「下請契約及び下請代金支払の適正化並びに施工管理の徹底等について」（平成24年12月3日付け国土建推第36号）により、書面による見積依頼及び建設業法施行令第6条で定める見積期間の設定、明確な経費内訳による見積書の提出、それらを踏まえた双方の協議等の適正な手順によるとともに、賃金等に加えて一般管理費等の必要な諸経費を適正に考慮するよう、貴会傘下建設企業に対し指導の徹底をお願いしているところである。

公共工事設計労務単価は、公共工事の工事費の積算に用いるためのものであり、下請契約における労務単価や雇用契約における労働者への支払い賃金を拘束するものではなく、また、所定労働時間内8時間当たりの労務単価として設定したものであって、所定時間外の労働に対する割増賃金や現場管理費（法定福利費の事業主負担額等）、一般管理費等の諸経費は含まれていないものである。

貴会傘下建設企業において、下請代金の決定に当たって公共工事設計労務単価を参考資料として取り扱う場合には、例えば、交通誘導業務の契約では、交通誘導員の賃金等に加えて警備会社に必要な現場管理費（法定福利費の事業主負担額等）及び一般管理費等の諸経費を適正に考慮する、東京電力福島第一・第二原子力発電所の周辺地域における作業では、労働者の賃金等に加えて特殊な作業環境及び安全確保を踏まえた手当、諸経費を適正に考慮する等、上述の公共工事設計労務単価の意味を十分に理解の上、適切な取扱いが図られるよう、併せて、周知徹底をお願いしたい。また、建設労働者の雇用に伴い必要となる法定福利費の事業主負担額、労務管理費、安全管理費等の企業経費を含んだ労務単価の参考公表を行っているので、併せて周知をお願いする。

# 北海道「建設業サポートセンター」

建設業の経営環境が厳しくなる中、北海道では建設業の支援に関する総合的な相談窓口である「地域建設業サポートセンター」を北海道庁及び各総合振興局（振興局）建設指導課に設置しています。

「建設業サポートセンター」では、建設業を営む事業者の皆様からの相談に応じ、各種支援制度や担当窓口の紹介、建設事業者の取組み事例の紹介等を行います。また、秘密は厳守しますので、お気軽にご利用ください。

|             |                                                                                                                                                                               |
|-------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <b>相談方法</b> | 電話及び来訪による相談                                                                                                                                                                   |
| <b>相談時間</b> | 開庁日の9時～12時及び13時～17時                                                                                                                                                           |
| <b>相談内容</b> | <ul style="list-style-type: none"> <li>●建設業の経営支援（経営基盤や技術力の強化、企業連携、融資等）</li> <li>●新たな事業分野への進出支援（環境・リサイクル、農業等）</li> <li>●人材の育成支援</li> </ul> <p style="text-align: right;">等</p> |
| <b>その他</b>  | 建設工事における元請・下請間等のトラブルの相談は、本庁・振興局の「建設ホットライン」にご相談下さい。                                                                                                                            |

## ■建設業サポートセンター一覧

| サポートセンター名                   | 〒        | 住所                                     | 電話番号         |
|-----------------------------|----------|----------------------------------------|--------------|
| 北海道建設業サポートセンター              | 060-8558 | 北海道札幌市中央区北3条西6丁目<br>北海道建設部建設情報課        | 011-204-5810 |
| 石狩振興局<br>地域建設業サポートセンター      | 060-8558 | 北海道札幌市中央区北3条西7丁目<br>石狩振興局産業振興部建設指導課    | 011-204-5834 |
| 渡島総合振興局<br>地域建設業サポートセンター    | 041-8558 | 函館市美原4丁目6-16<br>渡島総合振興局函館建設管理部建設指導課    | 0138-47-9465 |
| 檜山振興局<br>地域建設業サポートセンター      | 043-8558 | 檜山郡江差町字陣屋町336-3<br>檜山振興局産業振興部建設指導課     | 0139-52-6631 |
| 後志総合振興局<br>地域建設業サポートセンター    | 044-8588 | 虻田郡倶知安町北1条東2丁目<br>後志総合振興局小樽建設管理部建設指導課  | 0136-23-1372 |
| 空知総合振興局<br>地域建設業サポートセンター    | 068-8588 | 岩見沢市8条西5丁目<br>空知総合振興局札幌建設管理部建設指導課      | 0126-20-0066 |
| 上川総合振興局<br>地域建設業サポートセンター    | 079-8613 | 旭川市永山6条19丁目1番1号<br>上川総合振興局旭川建設管理部建設指導課 | 0166-46-5946 |
| 留萌振興局<br>地域建設業サポートセンター      | 077-8585 | 留萌市住之江町2丁目1-2<br>留萌振興局留萌建設管理部建設指導課     | 0164-42-8447 |
| 宗谷総合振興局<br>地域建設業サポートセンター    | 097-8558 | 稚内市末広4丁目2-27<br>宗谷総合振興局稚内建設管理部建設指導課    | 0162-33-2529 |
| オホーツク総合振興局<br>地域建設業サポートセンター | 093-8670 | 網走市北7条西3丁目<br>オホーツク総合振興局網走建設管理部建設指導課   | 0152-41-0641 |
| 胆振総合振興局<br>地域建設業サポートセンター    | 051-8558 | 室蘭市海岸町1丁目4番1号<br>胆振総合振興局室蘭建設管理部建設指導課   | 0143-24-9593 |
| 日高振興局<br>地域建設業サポートセンター      | 057-8558 | 浦河郡浦河町栄丘東通56<br>日高振興局産業振興部建設指導課        | 0146-22-9291 |
| 十勝総合振興局<br>地域建設業サポートセンター    | 080-8588 | 帯広市東3条南3丁目1番地<br>十勝総合振興局帯広建設管理部建設指導課   | 0155-27-8540 |
| 釧路総合振興局<br>地域建設業サポートセンター    | 085-8588 | 釧路市浦見2丁目2番54号<br>釧路総合振興局釧路建設管理部建設指導課   | 0154-43-9191 |
| 根室振興局<br>地域建設業サポートセンター      | 087-8588 | 根室市常盤町3丁目28番地<br>根室振興局産業振興部建設指導課       | 0153-24-5629 |

### 【北海道建設業サポートセンターのホームページ】

北海道建設部建設管理局建設情報課のホームページの「建設業支援の相談窓口」をご覧ください → <http://www.pref.hokkaido.lg.jp/kn/ksj/>  
 （地域建設業サポートセンターは各総合振興局（振興局）のホームページをご覧ください）